

(提出すべき資料)
 第三条 法第十二条第四項の規定により原子力事業者が内閣総理大臣に提出しなければならない資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 [略]
- 二 規制法第十三条第二項及び第十六条第一項、第二十三条第二項及び第二十六条第一項、第四十三条の三の五第二項及び第四十三条の三の八第一項、第四十三条の四第二項及び第四十三条の七第一項、第四十四条第二項及び第四十四条の四第一項、第五十一条の二第三項及び第五十一条の五第一項又は第五十二条第二項及び第五十五条第一項の規定により提出された申請書に基づき、加工施設その他原子力事業所の施設の構造等を記載した書類
- 三・四 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

第二条 この府令の施行の際現に指定されている緊急事態応急対策等拠点施設であつて、第二条の表原子炉設置者（発電用原子炉を設置する者を除く）、加工事業者、貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者の項の下欄(3)、(5)又は(1)の規定に適合しないものに係る緊急事態応急対策等拠点施設の要件については、これらの規定にかかわらず、令和四年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 前項に規定するもののほか、この府令の施行の際現に指定されている緊急事態応急対策等拠点施設であつて、第二条の表原子炉設置者（発電用原子炉を設置する者を除く）、加工事業者、貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者の項の下欄(8)、(14)又は(15)の規定に適合しないものに係る緊急事態応急対策等拠点施設の要件については、これらの規定にかかわらず、令和六年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○内閣府令第二十四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十一条第二項、第四十五条及び第五十四条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令
 令和元年八月三十日

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(教育)			
第三十八条 [略]		第三十八条 [同上]	
<p>2 基本教育は、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、警備業務に関する基本的な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。</p>		<p>2 基本教育は、警備業務に関する基本的な知識及び技能についての教育とし、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。</p>	
警備員の区分	教 育 事 項	警備員の区分	教 育 事 項
新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。	新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 十五時間（最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員及び警察官の職

(提出すべき資料)
 第三条 法第十二条第四項の規定により原子力事業者が内閣総理大臣に提出しなければならない資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 [同上]
- 二 規制法第十三条第二項及び第十六条第一項、第二十三条第二項及び第二十六条第一項、第四十三条の三の五第二項及び第四十三条の三の八第一項、第四十三条の四第二項及び第四十三条の七第一項、第四十四条第二項及び第四十四条の四第一項、第五十一条の二第二項及び第五十一条の五第一項又は第五十二条第二項及び第五十五条第一項の規定により提出された申請書に基づき、加工施設その他原子力事業所の施設の構造等を記載した書類
- 三・四 [同上]

2 [同上]

内閣総理大臣 安倍 晋三

3	業務別教育は、警備員を主として従事させる次の表の上欄に掲げる警備業務の区分に応じ、当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。	<p>【略】</p> <p>警備業務の区分</p> <p>教 育 事 項</p>	<p>一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項八に掲げる教育事項についての教育は、講義の方法及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項口に掲げる教育事項についての教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。</p> <p>三 前号及び次項の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法電気通信回線を使用して行うものを含む。とする。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。</p> <p>ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。</p> <p>ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。</p> <p>ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。</p>	<p>一 現に警備業務に従事させている警備員</p>	<p>一 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</p> <p>ホ 護身用具の使用方法及びその他の護身の方法に関すること。</p>
			<p>イ 警備業務実施の基本原則に関すること。</p> <p>ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</p>	<p>二 警備業務実施の基本原則に関すること。</p>	

3	〔同上〕	<p>【同上】</p> <p>警備業務の区分</p> <p>教 育 事 項</p>	<p>一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。</p> <p>二 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項八に掲げる教育事項についての教育は、講義の方法（教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う講義の方法をいう。以下同じ。）及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項口に掲げる教育事項についての教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。</p> <p>三 この表の二の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する教育期は、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。</p>	<p>一 現に警備業務に従事させている警備員</p>	<p>一 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>二 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</p> <p>ホ 護身用具の使用方法及びその他の護身の方法に関すること。</p>
			<p>イ 警備業務実施の基本原則に関すること。</p> <p>ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</p> <p>三時間</p>	<p>二 教育期（四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。以下同じ。）ごとに、</p>	

備考 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。

一 次項の表の一の項及び七の項に掲げる警備員 これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数(当該時間数に十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。第四号において同じ。)又は五時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数

二 次項の表の二の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、五時間を超えない時間数

三 次項の表の三の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、二時間を超えない時間数

四 次項の表の六の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数又は二時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数

4 新たに警備業務に従事させようとする警備員(合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証(法第二条第一項第一号の警備業務に係るものを除く。)及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするものを除く。)に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分		教育の種類	教育時間数
一	二の項から七の項までに掲げる警備員以外の警備員	基本教育及び業務別教育	二十時間
二	合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの(三の項及び六の項に掲げる警備員を除く。)	業務別教育	十時間

4 「加える。」

4 前項の業務別教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分		教育時間数
一	新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員(合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの、機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務管理者資格者証の交付を受けているもの及び二の項に掲げる警備員を除く。)	十五時間
	新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員で最近三年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの(合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の	

<p>七 </p> <p>最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分以外の警備業務に従事させようとするもの又は警察官の職にあつた期間が通算して一年以上であるもの</p> <p>基本教育及び業務別教育</p> <p>十三時間</p>	<p>六 </p> <p>最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分の警備業務に従事させようとするもの(二の項及び五の項に掲げる警備員を除く。)</p> <p>基本教育及び業務別教育</p> <p>七時間</p>	<p>五 </p> <p>最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの又は警察官の職にあつた期間が通算して一年以上であるもの</p> <p>基本教育</p> <p>三時間</p>	<p>四 </p> <p>機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもの(五の項及び六の項に掲げる警備員を除く。)</p> <p>基本教育</p> <p>十時間</p>	<p>三 </p> <p>合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするものうち、最近三年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの</p> <p>業務別教育</p> <p>三時間</p>
---	--	--	---	--

<p>備考</p> <p>一 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、この表の一の項又は二の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、それぞれ八時間又は三時間を超えない時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。</p> <p>二 この表の三の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する教育期は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。</p>	<p>二</p> <p>警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの及び機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務管理者資格者証の交付を受けているものを除く。</p> <p>五時間</p>	<p>三</p> <p>現に当該業務別教育に係る警備業務に従事させている警備員(合格証明書(国家公安委員会が定めるものに限る)の交付を受けている警備員で、当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。)</p> <p>教育期ごとに、五時間</p>
--	--	---

つた期間が通算して一年以上である警備員（二の項から六の項までに掲げる警備員を除く。）

5 現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分		教育の種類	教育時間数
一 備員	二の項に掲げる警備員以外の警備員	基本教育及び業務別教育	十時間
二	合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させているもの、合格証明書（国家公安委員会が定めるものを除く。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させているもの	業務別教育	六時間

備考
一 この表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する年度は、行わなくてもよい。
二 この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する年度は、当該業務別教育に係る警備業務の区分については、行わなくてもよい。

6
〔略〕
（警備員の名簿等）
第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。
（一）四 略
五 年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

〔項を加える。〕

5
〔同上〕
（警備員の名簿等）
第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。
（一）四 同上
五 教育期ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

六 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

〔七・八 略〕

2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならない。

3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則(以下「旧令」という。)第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類(この府令の施行の日前に終了した教育期(旧令第三十八条第二項の表の二の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。)に係るものに限る。)についてはこの府令による改正後の警備業法施行規則以下「新令」という。)第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えている旧令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書(この府令の施行の日の属する教育期に係るものに限る。)についてはこの府令による改正後の警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第二十四号)の施行の日(この府令の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければ)とする。

第三条 この府令の施行の日の属する年度の法令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければ」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第二十四号)の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければ」とする。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府 令 ・ 省 令

内閣府
○総務省令第四号
文部科学省

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号)の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第二条第一項第二号及び第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年八月三十日

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
自治省
文部科学大臣 石田 真敏
内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
文部科学大臣臨時代理
国務大臣 平井 卓也

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

六 教育期ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

〔七・八 同上〕

2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該教育期が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならない。

3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該教育期の開始の日の三十日前までに備えておかなければならない。

改 正 後 改 正 前

〔被扶養者〕
第二条の一 法第二十一条第二号に規定する健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号、以下「入管法」という。)第七条第一項第二号の規定に基づき入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

〔新設〕

規 則

○国家公安委員会規則第四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十八条、第二十三条第六項及び第二十八条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月三十日

国家公安委員長 山本 順三

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

（特定の種別の警備業務の実施基準）

第一条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

（特定の種別の警備業務の実施基準）

第二条 「同上」

種別	警備員	人数
一 空港保安警備業務	1 空港保安警備業務に係る第四条に規定する一級の検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員（以下「一級検定合格警備員」という。）	空港保安警備業務を行う場所ごとに、一人
	2 空港保安警備業務に係る一級検定合格警備員又は第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員（以下「二級検定合格警備員」という。）	エックス線透視装置が設置される場所ごとに、一人以上
種別	警備員	人数
一 空港保安警備業務	1 空港保安警備業務に係る第四条に規定する一級の検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員（以下「一級検定合格警備員」という。）	空港保安警備業務を行う場所ごとに、一人
	2 空港保安警備業務に係る一級検定合格警備員又は第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員（以下「二級検定合格警備員」という。）	エックス線透視装置が設置される場所ごとに、一人以上

〔略〕

〔同上〕

<p>備考</p> <p>一 この表の一の項の1の下欄の空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に用いられる金属探知機、エックス線透視装置その他の機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。</p> <p>二 この表の四の項の1及び2の下欄の区域を特定するに当たっては、雑踏警備業務を行う場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。</p>	<p>四 雑踏警備業務</p>	<p>1 雑踏警備業務に係る一級検査合格警備員</p>	<p>雑踏警備業務を行う場所（当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合に限る。）ごとに、一人</p>
	<p>2 雑踏警備業務に係る一級検査合格警備員又は二級検査合格警備員</p>	<p>雑踏警備業務を行う場所ごと（当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごと）に、一人以上</p>	

<p>「加える。」</p>	<p>「同上」</p>	<p>四 雑踏警備業務</p>	<p>1 雑踏警備業務に係る一級検査合格警備員</p>	<p>雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合に限る。）ごとに、一人</p>
		<p>2 雑踏警備業務に係る一級検査合格警備員又は二級検査合格警備員</p>	<p>雑踏警備業務を行う場所ごと（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごと）に、一人以上</p>	

(講習会の実施基準)
第十七条 [略]
〔一〕四 [略]

〔号を削る。〕

五〇十四 [略]

別表第一(第六条関係)

種 別	空港保安警備業務	試験区分	学科試験	科 目	判定の基準
	[略]				
[略]	[略]	[略]	[略]	手荷物等検査に関する こと。	1 手荷物等検査用機械器具の構 造、作動原理及び機能に関する 高度に専門的な知識を有するこ と。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[2〕5 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

(講習会の実施基準)
第十七条 [同上]
〔一〕四 [同上]

五 学科講習の受講者の数は講師一人につき四十人以下とし、実技講習の受講者の数は講師一人につき十人以下とすること。

六〇十五 [同上]

〔一〕号ずつ繰り上げる。〕

別表第一(第六条関係)

種 別	空港保安警備業務	試験区分	学科試験	科 目	判定の基準
	[同上]				
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	手荷物その他の航空機 に持ち込まれる物件の 検査(以下「手荷物等 検査」という。)に關す ること。	1 金属探知機、エックス線透視 装置その他の手荷物等検査に用 いられる機械器具(以下「手荷 物等検査用機械器具」という。)の 構造、作動原理及び機能に關 する高度に専門的な知識を有す ること。
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[2〕5 [同上]

○国家公安委員会告示第三十号

警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)第三十八条第三項及び第五項の規定に基づき、警備員教育を行う者等を定める規程(平成八年国家公安委員会告示第二十一号)の一部を次のように改正し、令和元年八月三十日から施行することとしたので、告示する。

令和元年八月三十日

国家公安委員会委員長 山本 順三

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務別教育を行うことができる者)</p> <p>第二条 府令第三十八条第三項の表の備考の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）</p> <p>二 検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）</p> <p>三 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）</p> <p>四 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者</p> <p>(教育義務の除外に係る警備員)</p> <p>第三条 府令第三十八条第五項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。</p>	<p>(教育義務の除外に係る警備員)</p> <p>第二条 府令第三十八条第四項の表の三の項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。</p> <p>(業務別教育を行うことができる者)</p> <p>第三条 府令第三十八条第四項の表の備考の一の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）</p> <p>二 検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）</p> <p>三 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）</p>

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

四 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）
五 前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者

○国家公安委員会告示第二十一号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年八月三十日

国家公安委員会委員長 山本 順三

アル・カーイダ/ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

1 氏名 アリ・マヤチヨウ (ALIMAYYCHOU (original script: علي مايو))

別名 (a)アブドゥルラフマン・アル・マダレビ (Abderahmane al Maghrebi) (b)アブドゥルラフマン・レ・マロケン (Abderahmane le Marocain) (c)アブ・アブドゥルラフマン・サンハジ (Abou Abderahmane Sanhaji)

称号 不明

役職 不明

生年月日 1983年 5月25日

出生地 Taza, Morocco

国籍 モロッコ

旅券番号 モロッコ旅券 V06359364

住所 マリ

名簿に記載された年月日 2019年 8月14日

名簿記載者公告番号 Q1-295

その他参考となるべき事項 イスラム・マダレブ諸国のアル・カーイダ組織 (QE-8)、アンサー・エツダイン (QE-59) 及びジャマア・ヌラトウル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミ (QE-83) のメンバー。身体的情報：身長185cm、体重80kg。ID番号：モロッコ国民IDカード AB704306。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウエブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

2 氏名 バー・アグ・ムーサ (BAH AG MOUSSA)

別名 (a)アグ・モッサ (Ag Mossa) (b)アミ・サーリム (Amni Salim)

称号 不明

役職 不明

生年月日 不明

出生地 不明

国籍 マリ

旅券番号 不明

住所 不明

名簿に記載された年月日 2019年 8月14日

名簿記載者公告番号 Q1-296

その他参考となるべき事項 アンサー・エツダイン (QE-59) の設立メンバーで、ジャマア・ヌラトウル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン (QE-83) の作戦指導者。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウエブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>